

(平成22年3月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から59年3月までの期間及び62年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年10月から59年3月まで
② 昭和62年7月から同年9月まで

夫婦で事業所を営み、毎月、市民税及び国民健康保険税などと一緒に国民年金保険料を金融機関の窓口で納付した。事業所の経営は苦しく、妻の国民年金保険料を未納にした時期はあったが、その分、自分の保険料は納付してきた。

申立期間が未納となっているのは納得できないので、保険料納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間①及び②を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、「請求があったならば、過年度であっても必ず保険料を納付した。」と供述しているところ、平成6年度以降7回も過年度納付していることが確認できるなど、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間①は18か月、申立期間②は3か月と比較的短期間であるとともに、申立人の妻は、「昭和51年に夫婦で事業所を始めてから現在まで、家計は常に苦しかった。そのため、私の国民年金保険料については納付しなかった期間もあるが、夫の国民年金保険料については完納してもらおうと納付し続けてきたので、未納期間などあり得ない。」と供述しているところ、申立人が、あえて申立期間①及び②の前後の期間について国民年金保険料を納付しながら、申立期間①及び②について国民年金保険料を納付しない特段の理由は見当たらない。

さらに、申立期間①直後の昭和 59 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によると「未納」、オンライン記録によると「納付」と記録されており、年金記録に齟齬がみられる上、申立期間②についても、オンライン記録によると「未納」、A 市区町村が独自に構築している国民年金オンラインシステムによると「還付」と異なった記録がなされており、これらのことを踏まえると、申立期間①及び②について記録誤りの可能性が推測される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月 1 日から 55 年 3 月 1 日まで

申立期間は、A事業所でB職種として勤務していた。同僚が「一緒に勤めていた。」と供述していることや、国民健康保険の加入履歴が確認できないことから、当時の勤務先であるA事業所で社会保険に加入していたはずである。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及び事業主の供述により、期間は特定できないものの、申立人が、A事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業主は、「申立期間当時、人手が足りないときは、現場ごとに臨時社員を雇うこともあったが、申立人のように 10 か月程度の勤務期間であれば、臨時社員に限らず正社員であっても社会保険には加入させていなかった。」と供述していることから、A事業所は当時、一部の従業員について厚生年金保険の加入手続を行っていなかったことがうかがえるところ、申立人が名前を挙げた同僚の一人は、「自分は、入社した昭和 53 年 6 月から 54 年 3 月までの期間は試用期間であり、この間、厚生年金保険には加入していなかった。当時、社員の出入りがよくあったことから、会社が様子を見ていたものと思われる。」と供述し、また、別の同僚は、「入社後、一定期間を経て厚生年金保険に加入した。」と供述している。

さらに、当該事業所は、平成 19 年 8 月 27 日の株主総会の決議により既に解散しており、代表清算人及び清算人が選出されているところであるが、当該代表清算人は、「A事業所が保管する資格取得及び資格喪失確認綴を調査したが、申立人が厚生年金保険に加入した記録は見当たらなかった。加入基準は不明であるが、当時の事業主は当事業所に勤務する一部の従業員を厚生年金保険に加入させていなかったと聞いている。」と供述している。

加えて、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間において申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

また、社会保険事務所（当時）の記録から、申立人は、申立期間について国民年金に加入していること、そのうち、昭和 54 年 4 月及び同年 5 月については、国民年金保険料の納付を行っていること並びに同年 6 月からの期間については、国民年金保険料の免除申請を行っていることが確認できる。

さらに、申立期間当時の雇用保険の加入記録が無い上、国民健康保険の加入記録についてC市区町村に照会したところ、保存期限を経過しているため確認することができないほか、D国民健康保険組合は、「申立人の申立期間について、関連資料の保存期限を経過しているため加入記録が確認できない。」と供述していることから、申立人の厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月 16 日から 58 年 7 月 31 日まで
昭和 53 年 1 月から 58 年 7 月まで A 事業所に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入の記録となっているは納得できないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 2 月 1 日から 58 年 7 月 25 日までの期間において、A 事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、商業登記簿によると A 事業所は昭和 59 年 11 月 12 日に解散している上、事業主は故人となっているほか、事業主の妻、事業主の子息及び A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間当時、A 事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる同僚から聴取しても、厚生年金保険の加入の取扱い、厚生年金保険料の控除の状況等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、社会保険事務所（当時）の記録によると、申立人は、昭和 56 年 4 月 16 日に A 事業所の厚生年金保険被保険者資格を喪失後、申立期間を含む、同年 4 月 24 日から 61 年 4 月 1 日までの期間において国民年金に任意加入し国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、当時、A 事業所の社会保険及び労働保険の事務を受託していた社会保険労務士は、「A 事業所は、当時、経営状況が悪化したことから、申立人を雇用保険にだけ加入させ、厚生年金保険には加入させていなかった可能性が推測される。」と供述している。

加えて、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間において申立人の氏名は確認できないことから、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 4 月 1 日から 56 年 4 月 1 日まで
② 昭和 57 年 4 月 1 日から 58 年 4 月 1 日まで

昭和 54 年 3 月 31 日まで A 事業所で正職員として勤務し、54 年 4 月 1 日から 58 年 3 月 31 日までの期間において、引き続き、臨時職員として勤務したにもかかわらず、両申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び A 事業所が保管する雇用契約書により、申立人は、申立期間①を含む、昭和 54 年 4 月 1 日から 57 年 3 月 31 日までの期間において、A 事業所で臨時業務補助員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B 共済組合が保管する短期給付組合員原票から、申立人は、申立期間①において同共済組合の任意継続組合員として共済組合員資格を喪失した後も引き続き同共済組合に加入していることが確認でき、これは、申立人が申立期間①において、厚生年金保険に加入していないことを示唆しているところ、A 事業所が保管する「厚生年金保険被保険者名簿」及び「厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」によると、申立人は、A 事業所において、申立期間①後の昭和 56 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

また、申立期間②について、申立人は、雇用保険の被保険者記録から、A 事業所を昭和 57 年 3 月 31 日に離職していることが確認できる上、A 事業所が保管する「厚生年金保険被保険者名簿」及び「厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」から、申立人が離職日の翌日である同年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できる

ところ、申立人は、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、昭和 57 年 4 月 1 日に健康保険厚生年金保険資格を喪失した後、同日に健康保険任意継続被保険者の資格を取得して引き続き同事業所における健康保険に加入していることが確認できることから、申立人が同年 3 月 31 日にA事業所を退職していることが確認できる。

さらに、申立人が名前を挙げた 3 人の同僚は故人となっている上、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、両申立期間当時、同事業所に臨時職員として勤務した同僚二人から聴取しても、申立人に係る厚生年金保険の適用状況等について確認できる関連資料や供述を得ることができない。

このほか、申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険の被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

島根厚生年金 事案362

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年7月26日から同年10月1日まで
A事業所での作業が原因の障害により、昭和63年7月26日から同年10月1日までの期間入院していたが、その間厚生年金保険から国民年金への切替え手続を行った記憶はなく、国民年金加入期間になっているのは納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、「入院中ではあったものの、引き続きA事業所に勤務した。」としているが、雇用保険の被保険者記録によると、申立人の同社離職日は、昭和63年7月25日となっていることが確認できる。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、申立人は、昭和63年7月26日に健康保険厚生年金保険被保険者の資格を喪失した後、同日付で健康保険の任意継続被保険者の資格を取得している上、申立期間において、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録から、申立期間当時、同社において厚生年金保険の被保険者であった従業員15人の厚生年金保険被保険者記録を調査した結果、事務職であったとされる7人を除き、申立人を含む8人が、申立人と同様に、昭和63年7月26日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していること及び健康保険の任意継続被保険者の資格を取得していること、並びに申立期間において、国民年金に加入していることが確認できるところ、申立人と同職種である当該同僚の一人は、申立期間について、「大型の機械が入ってきて、仕事ができず休業状態であった。」と供述している上、加えて、別の同僚は、「申立期間は大型機械の更新に要する期間であったので、申立人のようなB業務に従事する従業員は仕事ができなかった。そのため、給与は支給されず、厚生年金保険料も控除されていなかったと思う。申立期間は、国民年金に加入した記憶がある。」と供述している。

また、申立期間当時の取締役は、「当社は既に廃業しており、当時の人事記録や給与関係書類を確認することができないため定かでないが、当社は社会保険の加入手続等をきちんと行っていたので、申立人について厚生年金保険の被保険者となっていない期間があるとすれば、その期間、申立人は当社に勤務していなかったのであろう。また、はっきりとは覚えていないが、昭和63年に大型機械を追加で導入したことが原因で、仕事ができなかった期間があったかもしれない。」と供述していることから判断すると、申立期間当時、申立人と同職種とされる従業員は休業状態にあったことにより、事業主は、当該従業員について、厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、「A事業所での作業が原因の障害により、申立期間において入院していた。」と申し立てているが、C労働局労働基準部に照会したところ、「申立人について、労働者災害補償保険に係る給付情報は無い。」との回答があった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。